

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者  
(岐阜市所管の施設等を除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順  
及び様式例の提示について（案）」について

日頃より県の障がい福祉施策の推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

厚生労働省及び子ども家庭庁から別添資料のとおり通知がありましたので、お知らせします。つきましては、リーフレット等の説明資料をご確認いただき、来年度に向けた準備を行っていただきますようお願いいたします。なお、今回は通知の案が示されたものであり、様式等も含めて今後変更される可能性がありますので、処遇改善計画書を提出する際には、今回公表された様式を提出しないようご注意ください。処遇改善計画書の提出時期等のスケジュールについては、下記のとおり予定しておりますので、ご承知おきください。

また、福祉・介護職員等処遇改善加算等にご不明な点等がある場合は、厚生労働省が下記のとおり相談窓口を開設しておりますので、ご活用ください。

記

1 処遇改善計画書の提出に係る今後のスケジュール（予定）

【内容】	【時期】
処遇改善計画書等の未確定の様式を通知	今回通知
処遇改善計画書等の確定した様式を通知 <u>処遇改善計画書の提出開始</u>	3月下旬ごろを想定
処遇改善計画書の提出の締め切り	4月15日

2 厚生労働省相談窓口

福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口  
電話番号：050-3733-0230（受付時間：9:00～18:00（土日含む））

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	高 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		